

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府3 - 28)

<p>政策名及び施策名</p>	<p>政策名「子ども・子育て」 施策名「少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進」</p>						<p>担当部局・作成責任者名</p>	<p>子ども・子育て本部 参事官(少子化対策担当) 泉 聡子 参事官(子ども・子育て支援担当) 池上 直樹</p>							
<p>施策の概要</p>	<p>少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)等に基づき、少子化社会対策を総合的に推進する。</p>						<p>事後評価実施予定時期</p>	<p>令和3年度(1年目評価) 令和6年度(4年目評価) 令和7年度(最終年度評価)</p>							
<p>施策目標(最終アウトカム)</p>		<p>一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる</p>													
<p>施策目標の設定の考え方・根拠</p>		<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)「少子化対策における基本的な目標」において、上記目標を「少子化対策における基本的な目標とする。」とされていることを踏まえ設定。</p>													
<p>測定指標1 【主要な測定指標】</p>	<p>結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていくと考える人の割合</p>						<p>測定指標の選定理由</p>	<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該施策目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。</p>							
	<p>目標値(目標年度)</p>	<p>50% (2025(R7)年)</p>	<p>年度ごとの目標値</p>	<p>50% (2025(R7)年までの目標値)</p>				<p>目標(値・年度)の設定の根拠</p>	<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、ニッポン一億総活躍プラン(2016年6月2日閣議決定)でも同様の目標を設定。</p>						
	<p>基準値(基準年度)</p>	<p>36.2% (2019(H31)年度)</p>	<p>年度ごとの実績値</p>	<p>34.6%</p>											
<p>中目標()1</p>		<p>結婚の希望がかなえられる</p>													
<p>測定指標2 【主要な測定指標】</p>	<p>結婚希望実績指標</p>						<p>測定指標の選定理由</p>	<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。</p>							
	<p>目標値(目標年度)</p>	<p>80% (2025(R7)年)</p>	<p>年度ごとの目標値</p>	<p>80% (2025(R7)年までの目標値)</p>				<p>目標(値・年度)の設定の根拠</p>	<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、ニッポン一億総活躍プラン(2016年6月2日閣議決定)でも同様の目標を設定。</p>						
	<p>基準値(基準年度)</p>	<p>68% (2015(H27)年)</p>	<p>年度ごとの実績値</p>	<p>-</p>											
<p>測定指標3</p>	<p>結婚支援に取り組む都道府県の数</p>						<p>測定指標の選定理由</p>	<p>地域少子化対策重点推進交付金のKPIに基づき選定。</p>							
	<p>目標値(目標年度)</p>	<p>47都道府県 (2024(R6)年)</p>	<p>年度ごとの目標値</p>	<p>47都道府県(2024(R6)年までの目標値)</p>				<p>目標(値・年度)の設定の根拠</p>	<p>令和2年度地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査の結果及び有識者意見を踏まえ設定。 令和3年度行政事業レビューにおいて、同様の成果目標を設定。</p>						
	<p>基準値(基準年度)</p>	<p>-</p>	<p>年度ごとの実績値</p>	<p>-</p>											
<p>中目標()2</p>		<p>希望する数の子供を持つことができる</p>													
<p>測定指標4 【主要な測定指標】</p>	<p>夫婦子ども数予定実績指標(若い世代)</p>						<p>測定指標の選定理由</p>	<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。</p>							
	<p>目標値(目標年度)</p>	<p>80% (2025(R7)年)</p>	<p>年度ごとの目標値</p>	<p>80% (2025(R7)年までの目標値)</p>				<p>目標(値・年度)の設定の根拠</p>	<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)でも同様の目標を設定。</p>						
	<p>基準値(基準年度)</p>	<p>77% (2015(H27)年)</p>	<p>年度ごとの実績値</p>	<p>-</p>											
<p>中目標()1</p>		<p>男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備される</p>													
<p>測定指標5</p>	<p>第1子出産前後の女性の継続就業率</p>						<p>測定指標の選定理由</p>	<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。</p>							
	<p>目標値(目標年度)</p>	<p>70% (2025(R7)年)</p>	<p>年度ごとの目標値</p>	<p>70% (2025(R7)年までの目標値)</p>				<p>目標(値・年度)の設定の根拠</p>	<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、成長戦略(2020年7月17日閣議決定)等でも同様の目標を設定。</p>						
	<p>基準値(基準年度)</p>	<p>53.1% (2015(H27)年)</p>	<p>年度ごとの実績値</p>	<p>-</p>											
<p>測定指標6</p>	<p>6歳未満の子供をもつ男性の育児・家事関連時間</p>						<p>測定指標の選定理由</p>	<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。</p>							
	<p>目標値(目標年度)</p>	<p>1日あたり2時間30分 (2020(R2)年)</p>	<p>年度ごとの目標値</p>	<p>1日あたり2時間30分</p>					<p>目標(値・年度)の設定の根拠</p>	<p>少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、成長戦略(2020年7月17日閣議決定)等でも同様の目標を設定。</p>					
	<p>基準値(基準年度)</p>	<p>1日あたり83分 (2016(H28)年)</p>	<p>年度ごとの実績値</p>	<p>-</p>											

測定指標7	妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成に取り組む都道府県の数					測定指標の選定理由	地域少子化対策重点推進交付金のKPIに基づき選定。	
	目標値 (目標年度)	47都道府県 (2024(R6)年)	年度ごとの 目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	基準値 (基準年度)	-	年度ごとの 実績値	47都道府県(2024(R6)年までの目標値)				
測定指標8	認可保育所等の定員					測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。	
	目標値 (目標年度)	2021年度～2024年度 末までに約14万人分増	年度ごとの 目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	基準値 (基準年度)	306万人 (2019(R1)年4月1日)	年度ごとの 実績値	2021年度～2024年度末までに約14万人分増(2024(R6)年までの目標値)				
測定指標9	保育所待機児童数					測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。	
	目標値 (目標年度)	できるだけ早く解消を 目指す	年度ごとの 目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	基準値 (基準年度)	16,772人 (2019(R1)年4月1日)	年度ごとの 実績値	できるだけ早く解消を目指す				
中目標()2	子育て中の孤立感や負担感が軽減される					測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。	
	目標値 (目標年度)	3,600か所 (2024(R6)年)	年度ごとの 目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	基準値 (基準年度)	1,194か所 (2019(H31,R1)年)	年度ごとの 実績値	3,600か所(2024(R6)年までの目標値)				
測定指標10	利用者支援事業					測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。	
	目標値 (目標年度)	10,200か所 (2024(R6)年)	年度ごとの 目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	基準値 (基準年度)	7,578か所 (2019(H31,R1)年)	年度ごとの 実績値	10,200か所(2024(R6)年までの目標値)				
測定指標11	地域子育て支援拠点事業					測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。	
	目標値 (目標年度)	1,150市町村 (2024(R6)年)	年度ごとの 目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	基準値 (基準年度)	931市町村 (2019(H31,R1)年)	年度ごとの 実績値	1,150市町村(2024(R6)年までの目標値)				
測定指標12	一時預かり施設(幼稚園型を除く)					測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。	
	目標値 (目標年度)	延べ924.3万人 (2024(R6)年)	年度ごとの 目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	基準値 (基準年度)	延べ457万人 (2019(H31)年度確定 ベース)	年度ごとの 実績値	延べ924.3万人(2024(R6)年までの目標値)				
測定指標13	ファミリー・サポート・センター事業					測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。	
	目標値 (目標年度)	1,150市町村 (2024(R6)年)	年度ごとの 目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	基準値 (基準年度)	931市町村 (2019(H31,R1)年)	年度ごとの 実績値	1,150市町村(2024(R6)年までの目標値)				

中目標()3	子育てに関する経済的負担や教育費負担が軽減される										
	測定指標14	理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合					測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。			
		目標値(目標年度)	低下(2025(R7)年)	年度ごとの目標値	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	目標(値・年度)の設定の根拠	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、ニッポン一億総活躍プラン(2016年6月2日閣議決定)でも同様の目標を設定
		基準値(基準年度)	56.3%(2015(H27)年)	年度ごとの実績値	-						

施策に関連する内閣府事業(開始年度)	関連する中目標・令和3年度行政事業レビュー事業番号	予算額(執行額) 単位:百万円					事業概要
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
1 地域少子化対策強化事業(平成25年度)	中目標()1、()2、()1 0142	2,103(760)	823				・地方自治体が行う、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援する(補助率:1/2)とともに、重点的に取り組むべき課題を支援する(補助率:2/3) ・また、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、地方自治体による支給額の一部を補助する。(補助率:1/2)
2 子どものための教育・保育給付に必要な経費(平成27年度)	中目標()2、()1、()2、()3 0144	1,475,538(1,440,276)	1,529,939				子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額から拠出金充当額を控除した額の1/2、市町村が支弁する特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を交付するものである。 また、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設及び認定こども園への移行を希望して長時間預かり保育を行う幼稚園の運営に要する経費の所要額の1/2を補助するものである。
3 地域子ども・子育て支援に必要な経費(平成27年度)	中目標()2、()1、()2 0145	183,094(166,696)	186,401				子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(個別の事業については、以下のとおり)を行うことにより、地域の子育て世代が安心して子育てができる環境を整備すること。 【子ども・子育て支援交付金】実施主体:市町村 補助率1/3 利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体の参入促進事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 【子ども・子育て支援整備交付金】実施主体:市町村 補助率2/9、3/10、1/3、1/2、2/3放課後児童クラブ及び病児保育施設に係る施設整備費
4 仕事・子育て両立支援事業に必要な経費(平成28年度)	中目標()2、()1、()2 0146	227,524(227,137)	194,023				子ども・子育て支援法に基づき、事業所内保育施設のうち、一定の基準を満たすものに対し、その運営に係る費用及び施設の設置に係る費用について、認可施設の水準の補助を行う。また、企業の労働者等が就労のためベビーシッター派遣サービスを利用した場合等に、その利用料の一部を助成する。 【企業主導型保育事業】実施主体:実施団体、補助率:10/10 【企業主導型ベビーシッター利用者支援事業】実施主体:実施団体、補助率:10/10
5 児童手当等交付金に必要な経費(昭和46年度)	中目標()2、()3 0143	1,326,160(1,277,910)	1,294,923				家庭等の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。
施策の予算額(執行額)		3,214,419(3,112,779)	3,206,109				

施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 少子化社会対策大綱	令和2年5月29日閣議決定	
2 全世代型社会保障改革の方針第2章 少子化対策	令和2年12月15日閣議決定	<p>少子化の問題は、結婚や出産、さらには子育ての希望の実現を阻む、様々な要因が絡み合って生じている。これまで、政府としては、待機児童の解消と併せて、幼稚園、保育所等、大学、専門学校等の無償化のほか、仕事と育児の両立支援、結婚・妊娠・出産支援などの総合的な取組を進めてきた。我が国の未来を担うのは子供たちである。長年の課題である少子化対策を大きく前に進めるため、以下の取組を進める。その上で、安心して子供を産み育てられる環境をつくとともに、女性が健康で活躍できる社会を実現していく。</p> <p>1. 不妊治療への保険適用等 子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急を実現する。具体的には、令和3年度(2021年度)中に詳細を決定し、令和4年度(2022年度)当初から保険適用を実施することとし、工程表に基づき、保険適用までの作業を進める。保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃や助成額の増額(1回30万円)等、対象拡大を前提に大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図る。また、不育症の検査やがん治療に伴う不妊についても、新たな支援を行う。同時に、不妊治療のみならず、里親制度や特別養子縁組等の諸制度について周知啓発を進める。また、児童虐待の予防の観点から、地域で子供を見守る体制の強化や児童福祉施設による子育て家庭への支援の強化を着実に推進する。さらに、不妊治療と仕事の両立に関し、社会的機運の醸成を推進するとともに、中小企業の取組に対する支援措置を含む、事業主による職場環境整備の推進のための必要な措置を講ずる。</p> <p>2. 待機児童の解消 政権交代以来、72万人の保育の受け皿を整備し、今年の待機児童は、調査開始以来、最少の1万2千人となった。待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、年末までに「新子育て安心プラン」を取りまとめる。具体的には、安定的な財源を確保しながら、令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)未までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。その際、保育ニーズが増加している地域、マッチングの強化が必要な地域など、地域の特性に応じた支援に取り組み、地域のあらゆる子育て資源の活用を図る。新プランの財源については、社会全体で子育てを支援していくの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する。その際、児童手当については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)等に基づき、高所得の主たる生計維持者(年収1,200万円以上)の特例給付の対象外とする。児童手当の見直しの施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年(2022年)10月支給分から適用する。これらのために、令和3年(2021年)の通常国会に必要な法案の提出を図る。また、少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。</p> <p>3. 男性の育児休業の取得促進 男性の育児参加を進めるため、今年度から男性国家公務員には1か月以上の育児休業の取得を求めているが、民間企業でも男性の育児休業の取得を促進する。具体的には、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとともに、本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備等について、事業主に義務付けること、男性の育児休業取得率の公表を促進することを検討し、労働政策審議会において結論を取りまとめ、令和3年(2021年)の通常国会に必要な法案の提出を図る。</p>

<p>3 第12回全世代型社会保障検討会議 総理発言</p>	<p>令和2年12月14日</p>	<p>少子高齢化が急速に進む中において、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくことが、我々の世代の責任であります。 まず、高齢者医療の見直しです。2022年には団塊の世代が75歳以上の高齢者となり始める中で、若者と高齢者で支え合い、若い世代の負担上昇を抑えることは、待ったなしの課題であります。このため、75歳以上の高齢者のうち、新たに窓口負担割合を2割とする範囲を、単身者の場合、年収200万円以上とするとともに、急激な負担増にならないための経過措置を設けます。 また、長年の課題でありました少子化対策に真正面から取り組み、大きく前に進めます。 第1に、安定的な財源を確保しながら、幼稚園を含め地域のあらゆる子育て資源を活用しつつ、令和6年度末、4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備します。併せて、児童手当について、年収1,200万円以上の方の特例給付を見直します。 第2に、不妊治療への保険適用を令和4年度から実施します。保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、医療保険適用を見据えつつ、所得制限を撤廃するなど大幅に拡充します。 第3に、男性の、出生直後の休業取得を促進する新たな枠組みを導入するとともに、労働者への周知や、職場環境の整備を事業主に義務付けることを検討したいと思えます。 少子化対策の強化と高齢者医療の見直しに取り組むことで、全世代型社会保障への改革を、更に前に進めてまいります。</p>
<p>4 第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明 演説 6. 安心の社会保障</p>	<p>令和2年10月26日</p>	<p>わが国の未来を担うのは子どもたちであります。長年の課題である少子化対策に真正面から取り組み、大きく前に進めてまいります。 政権交代以来、72万人の保育の受け皿を整備し、こしの待機児童は、調査開始以来、最少の1万2000人となりました。 待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を検討し、年末までにポスト「子育て安心プラン」を取りまとめます。男性の育児参加を進めるため、今年度から男性国家公務員には1か月以上の育休取得を求めています。民間企業でも男性の育児休業を促進します。</p>
<p>5 第10回全世代型社会保障検討会議 総理発言</p>	<p>令和2年10月15日</p>	<p>我が国の未来を担うのは、子供たちであります。これまで、幼稚園、保育園、大学、専門学校の無償化などを進めてきました。 今後も、若い人たちが将来も安心できる、全世代型社会保障制度を構築してまいります。 まず、当事者の気持ちに寄り添いつつ、出産を希望する世帯を広く支援し、ハードルを少しでも下げていくために、不妊治療への保険適用を早急に検討し、本年末に工程を明らかにします。また保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充します。 また、待機児童の問題については、保育園のほか幼稚園、ベビーシッターなど地域のあらゆる資源を活用し、この問題に終止符を打つべく、本年末に新たな計画を定めます。 さらに、夫の休日の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第2子以降が出生する割合が高いという調査結果もあります。出産直後の時期に、男性が育児休業を取得しやすくする制度の導入を図ってまいります。</p>
<p>6 基本方針 4. 少子化に対処し安心の社会保障を構築</p>	<p>令和2年9月16日閣議決定</p>	<p>喫緊の課題である少子化に対処し、誰もが安心できる社会保障制度を構築するため改革に取り組む。そのため、不妊治療への保険適用を実現し、保育サービスの拡充により、待機児童問題を終わらせて、安心して子どもを生み育てられる環境をつくる。さらに、制度の不公平・非効率を是正し、次世代に制度を引き継いでいく。</p>